# 厚生労働省における女性の健康対策について

令和6年3月26日 厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 女性の健康の包括的支援における研究事業について

#### 女性の健康の包括的支援に関する課題

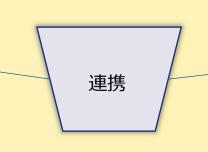
- 女性の健康についてはその心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目した対策
- 女性の就業等の増加、婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策
- 女性の健康に関する調査研究を推進し、その成果の普及・活用を図ること 等

#### 平成27年度より研究事業を新設

# 女性の健康の包括的支援政策研究事業(厚生労働科学研究)

女性の健康の包括的支援に関する制度 設計、政策の立案・実行等に資する研究

(令和5年度当初予算額:55,000千円)



#### 女性の健康の包括的支援実用化研究事業 (AMED研究)

女性の健康に関する問題をサポートするため の技術の開発、実用化に関する研究

(令和5年度当初予算額:147,834千円)

- ・自治体における女性の健康支援体制状況調査
- ・健康相談員養成のためのe-learningシステム構築
- ・経口避妊薬やホルモン療法の費用対効果評価 等

- 子宮内膜症の病態解明、予防・治療法開発
- ・冠動脈硬化進展に関する性差のエビデンス探索
- ・睡眠状態モニター用の簡易計測技術開発 等

#### 今後の方向性

○ 女性ホルモンの状況がライフステージごとに劇的に変化するという特性を踏まえた取組や、社会的な側面を含めた生涯にわたる支援を推進し、女性の健康施策を総合的にサポートするため、我が国における実態を正確に把握した上で、女性の健康を生涯にわたり包括的に支援するための研究について、引き続き取り組む。

# ホームページ「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」

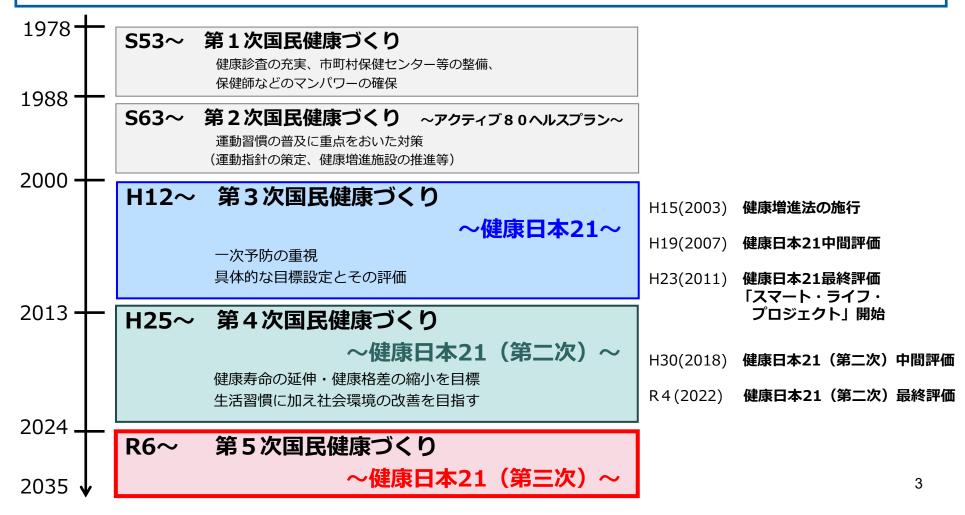
多くの女性が直面する月経の悩みや、妊娠・出産に関する疑問、様々な体調不良等に関して、情報提供しています。 (1か月あたりの訪問数約35万、PV数約70万)



http://w-health.jp/

## 我が国における健康づくり運動

○平均寿命が延びる一方で、高齢化や生活習慣の変化により、疾患構造が変化してきた。国民の健康づくりを社会全体 で進めることの重要性が増す中で、健康づくり対策を総合的・計画的に推進するため、累次の国民健康づくり運動を 展開してきた。



## 健康日本21 (第三次)の新たな視点

○ <u>「誰一人取り残さない健康づくり」や「より実効性をもつ取組の推進」</u>に取り組むため、以下の新しい視点を取り入れる。

①**女性の健康**については、これまで 目だしされておらず、性差に着目した 取組が少ない



#### 女性の健康を明記

「女性の健康」を新規に項目立て、 女性の健康週間についても明記 骨粗鬆症検診受診率を新たに目標に設定

②**健康に関心の薄い者**など幅広い世代に対して、生活習慣を改めることができるようなアプローチが必要



#### 自然に健康になれる環境づくり

健康に関心の薄い人を含め、本人が無理 なく健康な行動をとれるような 環境づくりを推進 ③行政だけでなく、**多様な主体**を 巻き込んだ健康づくりの取組を さらに進める必要



# 他計画や施策との連携も 含む目標設定

健康経営、産業保健、 食環境イニシアチブに関する目標を追加、 自治体での取組との連携を図る ④目標や施策の概要については記載があるが、**具体的にどのように現場で取組を 行えばよいか**が示されていない



#### アクションプランの提示

自治体による周知広報や保健指導など 介入を行う際の留意すべき事項や好事例 集を各分野で作成、周知 (栄養・食生活、身体活動・運動、睡眠、喫煙など)

#### ⑤PHRなど**ICTを利活用する取組**は

一定程度進めてきたが、 さらなる推進が必要



#### 個人の健康情報の見える化・利活用 について記載を具体化

ウェアラブル端末やアプリの利活用、 自治体と民間事業者 (アプリ業者など) 間 での連携による健康づくりについて明記

# 指針で定めるがん検診の内容

■ 厚生労働省は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生 労働省健康局長通知別添)を定め、市町村による科学的根拠に基づくがん検診を推進。

種類	検査項目	対象者	受診間隔
胃がん検診	問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査の いずれか	50歳以上 ※当分の間、胃部エッ クス線検査については 40歳以上に対し実施可	2年に1回 ※当分の間、胃部エック ス線検査については年1 回実施可
子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	2 0 歳代	2年に1回
	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	3 0 歳以上	2年に1回
	問診、視診及びHPV検査単独法 ※令和6年4月より実施体制が整った自治体で選択可能		5年に1回 ※罹患リスクが高い者に ついては1年後に受診
肺がん検診	質問(問診)、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40歳以上 ※喀痰細胞診について は原則として50歳以上 の重喫煙者(喫煙指数 600以上の者)のみ	年1回
乳がん検診	質問(問診)及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ) ※視診、触診は推奨しない	4 0 歳以上	2年に1回
大腸がん検診	問診及び便潜血検査	4 0 歳以上	年1回 5

# 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

R6年度予算案:14億円 (R5年度予算額:14億円)

■ がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診 の初年度対象者にクーポン券を配布する。また、精密検査未受診者に対する受診再勧奨にも取り組む。

#### 事業の概要

#### 1. 個別の受診勧奨・再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診について、郵送や電話などによる個別の受診勧奨・ 再勧奨を行う(注)とともに、かかりつけ医を通じた個別の受診 勧奨・再勧奨にも取り組む。

注)個別受診勧奨・再勧奨の対象 子宮頸がん検診:20~69歳の女性 乳がん検診:40~69歳の女性 胃がん検診:50~69歳の男女

(胃部エックス線検査は40歳以上も可)

肺がん検診: 40~69歳の男女 大腸がん検診: 40~69歳の男女



#### 2. 子宮頸がん検診・乳がん検診のクーポン券などの配布

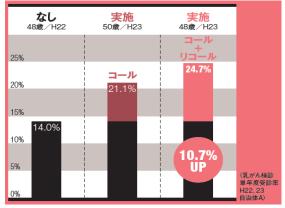
子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度の受診対象者(子宮頸がん検診:20歳、乳がん検診:40歳)に対して、クーポン券と検診手帳を配付する。

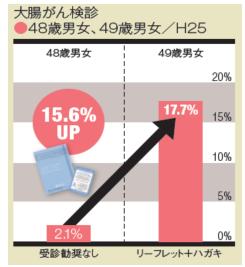
#### 3. 精密検査未受診者に対する受診再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診の精密検査未受診者に対して、 郵送や電話などによる個別の受診再勧奨を行う。

実施主体:市区町村 補助率:1/2

#### (受診勧奨の効果の事例)





※がん検診受診率向上施策ハンドブック(厚生労働省)より

# 働く女性の心とからだの応援サイト

https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/



- ◎ 企業や働く女性に対して、母性健康管理や女性の健康課題に関する情報を提供する専用サイト。<サイトの内容>
- ・事業主や全国の女性関連施設等向けの研修用の教材、動画の配信
- ・母性健康管理、月経等に関するメール相談の実施
- ・事業所における具体的取組の好事例の掲載
- 母性健康管理指導事項連絡カードの内容等に関する情報提供

等

#### 妊娠出産・母性健康管理のページ

# 働く女性の心とからだの応援サイト **妊娠出産・母性健康管理サポート**Google 課典 Q 企業担当者の方 働く女性の方 Q&A 用語辞典 母健カード 応援サイト **f g**生労働省委託 働く女性の心とからだの応援サイト **G Q f**



. . . .



#### 企業取組事例集のページ



# 産業医、産業保健スタッフへの女性の健康課題に関する知識向上等への取組 状況について

全国47都道府県に設置された産業保健総合支援センター等において専門研修や相談対応の拡充を実施している。

事 業 名 : 産業保健活動総合支援事業

実施主体 : 独立行政法人労働者健康安全機構(産業保健活動総合支援事業費補助金)

事業目的 : 事業場における産業保健活動の取組に対する支援

支援内容 : ①事業者、産業医等に対する研修の実施、相談対応

②小規模事業場に対する産業保健サービスの提供 等

■ 産業保健の専門家を配置し、以下の支援を実施

- 事業者、人事労務担当者、産業医等の産業保健スタッフに対する専門的研修
- 事業場への訪問支援(実地相談、健康教育等)
- 関係者(労働者を含む)からの相談対応

性と健康の相談センターとの連携 強化

女性の健康課題の

(連携コーディネーターの配置)

地域窓口

※産保センターの下、監督署単位(全国約350か所)に設置

支援対象:産業医の選任義務のない小規模事業場(労働者数50人未満)

■ 産業医、保健師を配置し、事業場への訪問支援を実施